

判決年月日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成21年(ネ)第10047号		
○寺院の依頼を受けて制作された観音像について、依頼した寺院が、著作者（観音像の制作者）の死亡後、著作者とともに観音像の制作に携わった著作者の弟子に新たな仏頭部の制作を依頼し、仏頭部をすげ替えた行為が、著作者の名誉・声望を害する行為に当たるとして、被告らに対し、事実経緯を告知する広告措置を命じた事例			

（関連条文）著作権法20条，25条，28条，45条，60条，112条，113条6項，115条，116条

1 上記事案について、原判決は、著作権法115条の訂正請求を根拠として、仏頭部を元の状態に戻すという原状回復請求を認容したが、本判決は、これを変更し、上記のとおり事実経緯を告知する広告措置をすることを命じた。

2 「本件原観音像の体内（躯体の内部）に、『大佛師 監修 T』、『制作者 R J X 弟子Y』との墨書が、本件原観音像の足ほぞほには、『監修 T』、『制作者 R J X Y』との墨書が記載されていることは、当事者間に争いが無い。

しかし、本件において、原告が、本件原観音像の木彫作業がほぼ完成した平成元年9月までの間に、本件原観音像の制作作業に関与した事実を裏付ける証拠は、原告が制作作業に関与したとする供述及び陳述書があるのみで、他の客観的な書証、供述、証言等は存在せず、以下の各証拠を総合評価するならば、本件原観音像の木彫作業がほぼ完成した平成元年9月までの間に、原告は、本件原観音像の制作作業に関与していないと認定できる。」

3 「本件原観音像は、木彫十一面観音菩薩立像であって、11体の化仏が付された仏頭部、体部（躯体部）、両手、光背及び台座から構成されているところ、11体の化仏が付されたその仏頭部は、本件原観音像においてRの思想又は感情を創作的に表現した創作的部分であるといえる。

そうすると、本件原観音像の仏頭部の眼差しを修正する目的で行われたものであるとしても、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、本件原観音像の創作的部分に改変を加えたものである」

「開眼法要（開眼落慶法要）が執り行われた平成5年5月18日以降、Rが死亡した平成11年9月28日までの間に、Rが本件原観音像の仏頭部を作り直す意向を示したことをうかがわせる証拠はないことに照らすならば、被告Y及び被告光源寺代表者の上記各供述部分からRが本件原観音像の完成後にその仏頭部を作り直す確定的な意図を有していたとまで認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、Rが、本件原観音像について、どのような感想を抱いていたかはさてお

き、本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法20条1項所定のRの『意に反する・
・・改変』と推認するのが相当であり、また法60条所定の『意を害しないと認められ
る場合』に該当するとまでは認めることはできず、この点に関する被告らの主張は、い
ずれも採用することができない。」

- 4 本件の「経緯に照らすと、被告らによる本件原観音像の仏頭部を新たに制作して、交
換した行為には、相応の事情が存在するものと認められる。

しかし、たとえ被告光源寺が、観音像の眼差しを半眼下向きとし、慈悲深い表情とす
ることが信仰の対象としてふさわしいと判断したことが合理的であったとしても、その
ような目的を実現するためには、観音像の仏頭部をすげ替える方法のみならず、例えば、
観音像全体を作り替える方法等も選択肢として考えられるところ、本件全証拠によって
も、そのような代替方法と比較して、被告らが現実を選択した本件原観音像の仏頭部の
すげ替え行為が、唯一の方法であって、やむを得ない方法であったとの点が、具体的に
立証されているとまではいえない。したがって、観音像の眼差しを修正し、慈悲深い表
情に変えるとの目的で、被告らが実施した本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法
20条2項4号所定の『やむを得ないと認められる改変』のための方法に当たるとい
うことはできない。」

- 5 「Rは、平成5年5月18日に執り行われた開眼法要（開眼落慶法要）の際に、本件
原観音像の制作者として紹介され、出席者の前で挨拶していること・・・、平成7年6
月15日発行の・・・の記事において、「仏師 R師」との見出しの下に、Rが本件原
観音像の制作者として紹介され、『東京駒込光源寺大観音（R）』と付された、本件原
観音像の写真が掲載されていること・・・からすれば、Rが死亡した平成11年9月2
8日から10年以上が経過した本件口頭弁論終結日・・・の時点においてもなお、光源
寺の檀家、信者や仏師等仏像彫刻に携わる者の間において、Rは『駒込大観音』を制作
した仏師として知られているものと推認することができること等の事実を総合すれば、
被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、Rが社会から受ける客観的な評
価に影響を及ぼす行為である。

したがって、被告らによる本件観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法113条6項所
定の『（著作者であるRが生存しているとしたならば、）著作者の名誉又は声望を害す
る方法によりその著作物を利用する行為』に該当するといえる。」

- 6 「原告は、法115条所定の適当な措置として、被告光源寺に対し、仏頭部を本件原
観音像制作当時の仏頭部に原状回復措置、公衆の閲覧に供することの差止め等、被告ら
に対し謝罪広告措置等、を求めている。

しかし、下記の諸般の事情を総合考慮するならば、①原告が求める謝罪広告中（訂正
広告を含む。）、その客観的な事実経緯を周知するための告知をすることで、Rの名誉、
声望を回復するための措置としては十分であり、②仏頭部を本件原観音像制作当時の仏
頭部に原状回復する措置や謝罪広告を掲載する措置、公衆の閲覧に供することの差止め

については、いずれも、Rの名誉、声望を回復するための適当な措置等とはいえないものと解する。」

「すなわち、被告らによる本件観音像の仏頭部のすげ替え行為は、確かに、著作者が生存していたとすれば、その著作者人格権の侵害となるべき行為であったと認定評価できるが、本来、本件原観音像は、その性質上、被告光源寺が、信仰の対象とする目的で、Rに制作依頼したものであり、また、仏頭部のすげ替え行為は、その本来の目的に即した補修行為の一環であると評価することもできること、交換行為を実施した被告Yは、Rの下で、本件原観音像の制作に終始関与していた者であることなど、本件原観音像を制作した目的、仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の制作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば、本件において原状回復措置を命ずることは、適当ではないというべきである。

以上の事情によれば、Rの名誉、声望を維持するためには、事実経緯を広告文の内容として摘示、告知すれば足りるものと解すべきであり、別紙広告目録記載第1の内容が記載された広告文を同目録記載第2の要領で掲載することが相当であると解する。また、法115条所定に基づき、公衆の閲覧に供することの差止等を求めることも適当でない。」